

報告タイトル

裁判文書からみる民兵の実態
—食糧統制制度が導入される時期を中心に
“The Role of Militia in CCP’s Grain Control: a Study based on Court Records”

氏名（所属）

高 暁彦（東北大学・院/日本学術振興会特別研究員）
GAO Xiaoyan (Tohoku University; JSPS Fellow for Young Scientist)

要旨（800 字程度）

本報告は、中華人民共和国において「統購統銷」と呼ばれる食糧統制制度が導入される時期における民兵の活動実態に着目し、社会主義への移行を目指して導入された諸制度の実施を可能にした強制力の基盤が何だったのかという問題を明らかにすることを目的とする。

近年、1953 年に導入した共産党政権の食糧統制の実施過程について、地方档案を用いた研究により、実態解明が進んでいる。特に、食糧統制が開始された後、民兵による暴力を伴った食糧供出について多くの先行研究に指摘するようになった。しかし、これらの先行研究は、食糧徴収過程に見られる民兵の暴力を、幹部の「違法乱紀」、すなわち共産党公式見解に沿った形で暴力行使の説明をしており、解放軍に管理されているはずの民兵がいかにかに動員され、さらに民兵の社会的な基盤が何だったのかという問題については踏み込んだ分析をおこなっていない。

本報告は、2021 年に上海市の区レベルの档案館を対象に実施した史料調査で入手した裁判文書を活用して、民兵の暴力の実態に迫る。裁判文書には、警察の調書や、村民による告発と密告、そして尋問記録がある。作成主体の異なる文書を用いることで、多角的に民兵の活動実態を復元することが可能となる。裁判文書の他、各地档案館で所蔵されている解放軍の報告書や、地方党の指示などもあわせて活用する。

以上の史料を分析した結果、食料統制（徴発）と民兵の暴力に関して 4 つの点が明らかになった。①民兵が食料徴発に動員されたのは、朝鮮戦争以降、解放軍が地方党からの民兵の動員・利用に関する要請に積極的に応じるようになったことを重要な背景としていた。②地方党は食料徴発に民兵を動員した際に、解放軍の指揮命令系統に全面的依存していた。③民間での食糧流通の阻止に動員された民兵は、実は 1949 年以前から自衛や略奪に従事する民間の自発的武装集団の関係者だった。④民兵の暴力行使は、もっぱら別姓や他村出身者に向けられており、濃厚な宗族意識が残存していた。

本報告では、これらの発見が中華人民共和国初期の中国共産党のガバナンスについて何を示唆するものなのかについても論じる。